

改定後	改定前
<p>第1条（目的）</p> <p>本特約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が前払式支払手段発行者として発行する<V ポイント Pay>（以下「本プリペイド」という）について定めるものです。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>本特約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が前払式支払手段発行者として発行する<V ポイント残高>（以下「本プリペイド」という）について定めるものです。</p>
<p>第2条（本プリペイド）</p> <p>（略）</p> <p>2. 当社が提供する <u>V ポイント Pay アプリ</u>（以下「本アプリ」という）上で本プリペイドの利用申込を行い、当社が承諾した者を、本プリペイドの会員（以下「会員」という）とします。</p>	<p>第2条（本プリペイド）</p> <p>（略）</p> <p>2. 当社が提供する <u>スマートフォンアプリ「V ポイント」</u>（以下「本アプリ」という）上で本プリペイドの利用申込を行い、当社が承諾した者を、本プリペイドの会員（以下「会員」という）とします。</p>